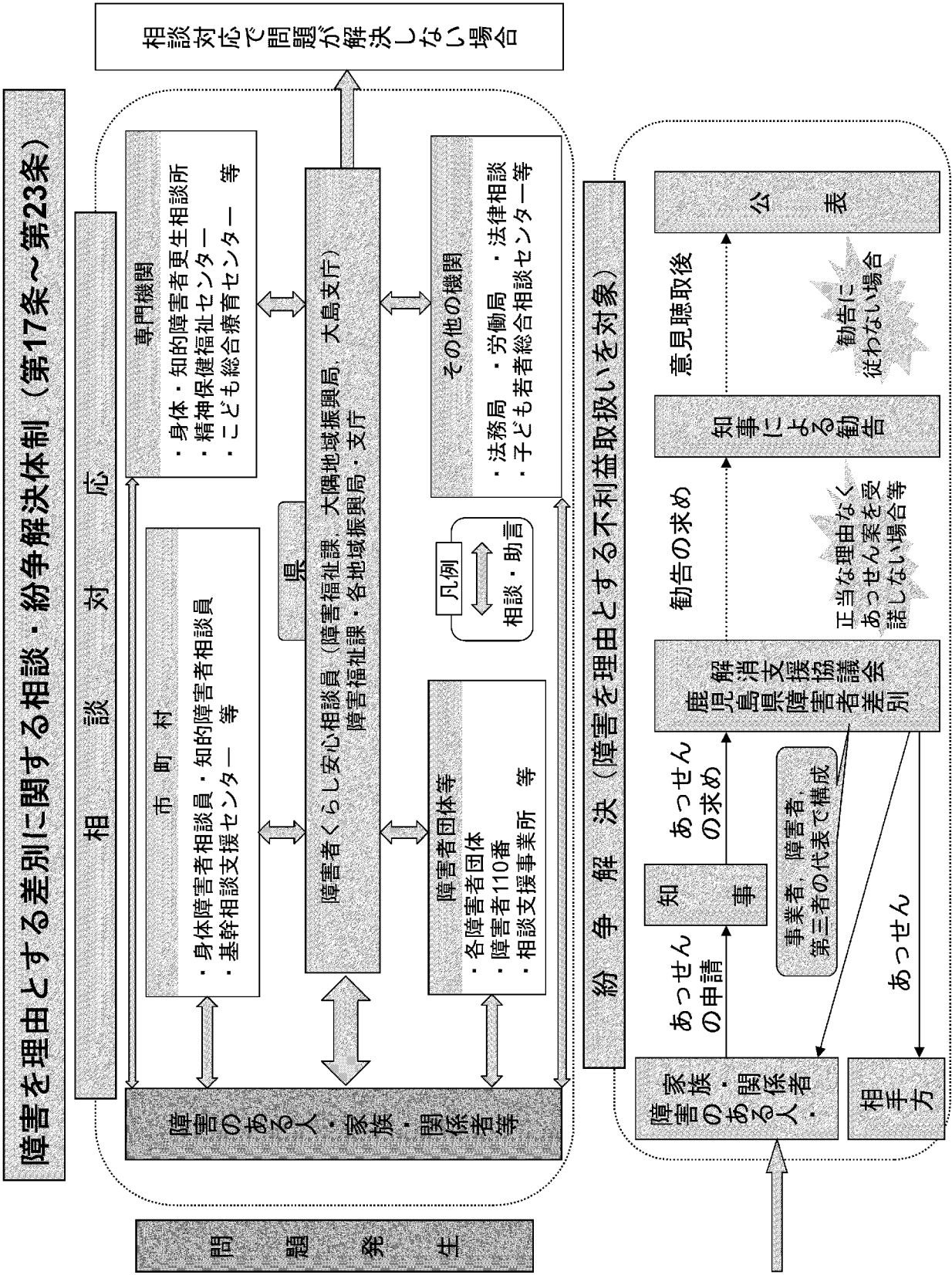


I 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成26年3月26日，公布：平成26年3月28日，施行：平成26年10月1日 ＞

区 分	項 目	規 定 す る 内 容
前文		・ 全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第 1 章 総則	第 1 条 目的	・ この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 ・ 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 ・ 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第 2 条 定義	・ 「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第 3 条 基本理念	・ 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 ・ 社会活動への参加，地域社会における共生 ・ 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第 4 条 県の責務	・ 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第 5 条 市町村への要請及び支援	・ 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 ・ 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第 6 条 県民の責務	・ 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 ・ 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第 7 条 財政上の措置	・ 県の財政上の措置
第 2 章 差別の禁止	第 8 条 障害を理由とする差別の禁止	・ 障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 ・ 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第 9 条～第 16 条 分野別の差別の禁止	・ 福祉サービス，公共的施設，交通機関など 9 分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止
第 3 章 差別をなくすための施策	第 17 条及び第 18 条 差別事案に関する相談体制	・ 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 ・ 県が相談員を設置できることを規定
	第 19 条 附属機関の設置	・ 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 ・ 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） ・ 障害者差別解消法第 17 条第 1 項による協議会
	第 20 条～第 23 条 差別事案に関する紛争解決制度	・ 知事の附属機関によるあっせんの実施 ・ 知事による勧告及び公表の実施
	第 24 条及び第 25 条 普及啓発活動	・ 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第 4 章 雑則	第 26 条 規則への委任	・ 条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附則	施行日等	・ 平成26年10月 1 日施行 ・ 施行後 3 年を目処として検討



Ⅱ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あっせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け

〔障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。〕

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は22人以内 ・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命 <ol style="list-style-type: none"> ① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者 ② 関係行政機関の職員 ③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者 ④ 学識経験者
任 期	・ 2年
会 長	・ 会長は委員の互選により定める
会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は、委員の過半数の出席により開会 ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ あっせんを行うための部会を置く ・ あっせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする ・ 部会に属すべき委員は、会長が指名 ・ 部会長は、会長が指名

Ⅲ 障害者差別に関する普及啓発・相談対応について

平成30年度

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 福祉のまちづくり広報誌「ありば」, 県ホームページ, 街頭キャンペーン

2 事業所等の研修会等での説明

(平成30年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
9	2	2	13

3 事業所等への個別訪問

(平成30年9月30日現在)

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
6	163	19	188

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2110	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(平成30年9月30日現在)

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		67	15	3	85
	不利益取扱い	5	1	1	7
	合理的配慮	4	1	1	6
	その他	58	13	1	72
対応 回数		230	30	13	273
	不利益取扱い	29	2	3	34
	合理的配慮	14	1	3	18
	その他	187	27	7	221

3 相談対応の主な事例

(1) 不利益取扱いの事例

ア 福祉サービスの提供

イ 医療の提供

ウ 商品の販売及び役務の提供

No.	相 談 者					
1	年齢	50代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	電動車椅子で商業施設を利用したところ、今後は電動車椅子での入店を控えるようにと言われた。					
結果	自身で交渉した結果、事業者から謝罪があり、今後とも電動車椅子での利用を認めるとのこと。					

No.	相 談 者					
2	年齢	—	性別	—	障害種別	—（飲食店経営者）
内容	店員が補助犬の入店をお断りしたところ、同行者に激怒された。事前の相談もなかったが、飲食店でも入店を認めないといけないのか。					
対応	法の趣旨を説明するとともに、補助犬の入店拒否は障害者差別に当たること、事前連絡も不要である旨を説明した。					
結果	今後は、補助犬の入店を認めることとなった。					

エ 労働及び雇用

オ 教育

No.	相 談 者					
3	年齢	—	性別	—	障害種別	—（相談支援専門員）
内容	精神障害（発達障害）のある中学生の子が、顧問の先生に部活への入部を断られていると聞いたが、これは障害者差別にあたるのではないか。					
対応	正当な理由がないにも関わらず入部を拒否することは障害者差別にあたる旨を説明するとともに、当該生徒の保護者に、学校側へ事実関係の確認と啓発等を行う旨提案した。					
結果	校長や他の教諭は理解があり、入部に向けて協力してくれているとのこと、対応の希望なし。					

No.	相 談 者					
4	年齢	—	性別	—	障害種別	—（父）
内容	娘が、選抜選手の選考会では好結果であったのにも関わらず、心療内科に通院していることを理由に選考外とされた。					
結果	自身で交渉した結果、選考の見直しが行われたとのこと。					

カ 公共的施設の利用

キ 交通機関の利用

No.	相 談 者					
5	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、路線バスを利用しようとしたところ、乗車させてもらえなかった。					
対応	事業者に関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	満車により乗車ができない状況があったとのこと。乗車ができないような場合には丁寧に説明するように助言し、了承を得た。					

No.	相 談 者					
6	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、路線バスを利用しようとしたところ、停車してくれなかった。					
対応	事業者に関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	運転手の確認不足があったのではないかとのこと。乗客確認を丁寧に行うことを運転手に指導するよう依頼し、了承を得た。					

No.	相 談 者					
7	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	車椅子利用者だが、路線バスを利用しようとしたところ、停車してくれなかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	バス停付近が混雑しておりバス停から離れて待機していたため、運転手が気がつかなかったとのこと。事業者に、混雑時の車椅子利用者の待機場所を確認し相談者に伝えたところ、了承を得た。					

ク 不動産取引

ケ 情報の提供及び受領

(2) 合理的配慮の事例

ア 物理的環境への配慮

No.	相 談 者					
8	年齢	—	性別	—	障害種別	(福祉事業所職員)
内容	会議を開催するにあたり、参加する車椅子利用者から、会議場の近くに障害者用の駐車場を確保して欲しいとの相談があったが、どのように対応すれば良いか。					
対応	事業者に啓発を行うとともに、相手方と協議の上必要な配慮を行うよう助言した。					
結果	会議開催時に、会場近くに駐車場を確保するとともに、補助員を1名配置することとなった。					

No.	相 談 者					
9	年齢	—	性別	—	障害種別	— (母)
内容	車椅子を利用している娘(10代・女)と観光施設を利用した際、入館口近くまで車を近づけようとしたところ、進入防止用ブロックがあり、車を近づけられなかった。そのため、施設職員に進入防止用ブロックの移動を依頼したが、断られた。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	進入防止用ブロックは市道に設置されているもので、男性職員2人でなんとか移動できるほど重量がある。通常は職員により移動の支援等も行っているが、当日は職員が不足しており対応できなかった。また、当該進入防止用ブロックについては、管理する市に改修を依頼しており、現在改修に向けて検討中とのこと。相談者に報告し、了承を得た。					

イ 意思疎通の配慮

ウ ルール・慣行の柔軟な変更

No.	相 談 者					
10	年齢	50代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	電動車椅子を利用しているが、病院で車椅子の充電を依頼したところ、断られた。					
対応	病院において、電動車椅子の充電は本来の事務・事業にあたるものではなく、合理的配慮の不提供には当たらない旨を説明し、了承を得た。					

No.	相 談 者					
11	年齢	50代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	電動カートを利用しているが、大型の商業施設を利用しようとしたところ、通常の車椅子への乗り換えを求められた。電動カートでの入店を認めて欲しい。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	事業者では、従来から電動カートでの入店を認める取扱いとしていたが、担当者の理解不足があったとのこと。今後とも電動カートでの入店を認めるとともに、障害のある方への配慮について改めて職員への周知を図ることとなった。					

No.	相 談 者					
12	年齢	—	性別	—	障害種別	—（息子）
内容	身体障害のある母（60代）が、自治会の総会に必ず参加するよう求められている。自治会の規約が変更になったとのことであるが、障害特性を理解した配慮をしてほしい。					
対応	自身で交渉した結果、可能な範囲で参加することで同意したとのこと。					

エ その他

No.	相 談 者					
13	年齢	不明	性別	男	障害種別	内部障害
内容	服薬等により体調が悪いときがあるが、職場で障害特性を理解した配慮をしてもらえなかった。					
対応	相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。					

IV 相談内容の検討

1 差別に関する相談件数（平成26年度～平成30年度）※H26.10～H30.9

(1) 障害種別

		H26	H27	H28	H29	H30	計
身体 障害	肢体不自由	5	17	18	6	11	57
	視覚	4	9	13	5	9	40
	聴覚	1	4		1	1	7
	内部障害		2	1			3
	知的障害		2	4		1	7
	精神障害(発達)	1	2	2	2		7
	その他(3障害等)	2	5	2	8	2	19
計	2	2		5		9	
計	10	26	22	21	13	92	

(2) 場面

	H26	H27	H28	H29	H30	計
福祉サービス			1	1	1	3
医療		2	1		1	4
販売・サービス	1	5	8	1	3	18
労働・雇用	4	4	4	5	1	18
教育			1		2	3
公共的施設		3	1		1	5
交通機関	2	7	4	5	3	21
不動産取引	1	1		3		5
情報の提供など	2	4	1	5		12
その他			1	1	1	3
計	10	26	22	21	13	92

(3) クロス

	身体				知的	精神 (発達)	その他 (3障害等)	計
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部障害				
福祉サービス	2					1		3
医療	1	1			2			4
販売・サービス	11	2	1	1	1	2		18
労働・雇用	1	1		6	3	5	2	18
教育						3		3
公共的施設	3	1				1		5
交通機関	20				1			21
不動産取引						3	2	5
情報の提供など		2	2			3	5	12
その他	2					1		3
計	40	7	3	7	7	19	9	92

2 分析結果

- ・ 障害者差別に関する相談件数については、条例施行後、ほぼ横ばい。
- ・ 差別が発生した場面については、「交通機関」、「販売・サービス」、「労働・雇用」の順に多くなっている。
- ・ 「交通機関」、「販売・サービス」の場面では、車椅子利用者がバスに乗れなかったケースや、お店等で必要な配慮が受けられないケース、電動カートでの入店を断られたケースなど、肢体不自由の方からの相談が多い。
- ・ 「労働・雇用」については、職場で必要な配慮が受けられなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。

V 障害者差別の解消に向けた取組状況について

1 今後の取組の方向性（平成29年度第2回協議会資料（抜粋））

障害当事者、事業者、県民へのアンケートや、障害当事者・家族団体との意見交換等を実施した結果、合理的配慮の好事例等があった一方で、障害に対する理解が無いこと等からくる差別も依然として少なくなく、障害者差別の解消に向けた取組が求められているところ。

従って、今後、あらゆる場面で障害者差別の解消につながるよう、県障害者計画に基づき関係課や関係機関、障害者団体とも連携しながら、法及び条例の認知度を高める取組や障害及び障害のある人に対する理解の促進など、障害当事者、事業者、県民に対する普及啓発等を更に進める必要がある。

2 県における取組

県においては、関係団体や事業者の会議、研修会等の場における説明、事業者への個別訪問、ポスター及びリーフレットの配付、県ホームページでの広報等による啓発活動を行っている。

また、障害者差別についての理解を広めるため、各種イベント等において、日常に潜む社会的障壁を当事者目線で描いた「GO!HI! ゴーハイ的合理的配慮な日常」の掲示等を行っている。



農福連携マルシェ2018「秋の収穫祭」(10/15～10/16)



県障害者保健福祉大会(11/22)



県庁18階展望ロビー(11/28～12/6)

3 各団体等における取組

<p>NPO法人自立生活センターてくてく (かごしま障害フォーラム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に関する講演会等で、条例の周知啓発を実施。 ・ フォーラムに加盟する各団体による、リーフレットの配布。
<p>アイメイト鹿児島 (県視覚障害者団体連合会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や施設等からの依頼に基づき、盲導犬の仕事や視覚障害者の誘導の仕方等についての講演等を実施し、理解促進に努めている。
<p>県精神保健福祉会連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者への交通運賃割引に向け、各団体等への要望活動を実施。
<p>かごしま難病支援ネットワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が導入を予定しているヘルプカードについての啓発を行うとともに、要望事項等のとりまとめを実施。
<p>障害者支援施設桜町学園 (県知的障害者福祉協会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者、役職員合同の勉強会 ・ 事業所内、教育実習生への勉強会 ・ 地域貢献活動（高齢者のドライブサロン事業）や地域との合同行事の開催を通じ、障害理解の促進に努めている。
<p>南九イリョー株式会社 (県経営者協会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用に関し工場視察を受け入れており、特別支援学校等の生徒及び保護者等を対象に見学会を開催。
<p>県社会福祉士会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施（県委託事業） ・ 各種研修を通じた現場職員の資質向上
<p>鹿児島労働局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議において、障害者雇用促進法に基づき、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を説明し、雇用の場における障害者差別の禁止に係る啓発を実施。 ・ 各ハローワークにおける、障害者差別の禁止に係るリーフレットの配布。

VI 「障害者差別解消推進功労者」表彰について

1 概要

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第24条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものを表彰する。

※ 鹿児島県障害者保健福祉大会における表彰対象に、H28年度から追加。

2 表彰の基準

次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められるもの。

- ① 障害のある人に対する理解が広まるような取組
- ② 障害のある人とない人が共に活動する取組
- ③ 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組

3 平成30年度表彰者について

氏名	鹿児島県美術協会
表彰理由	「県美展」の開催にあたり、障害のある人が創作した美術作品を発表する機会を提供するなど障害のある人に対する理解が広まるような取組を行うとともに、アートとの関わりの中で障害のある人とない人が共に活動する取組を積極的に行うなど、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められる。
功績概要	<ul style="list-style-type: none">・平成19年から、障害を理由に会場に出かけることを遠慮している方々や、作品の制作活動をしていても発表を迷っている方々に対して、その機会を提供する「ハートフルギャラリー」を開催・平成24年から、「ハートフルギャラリー」表彰式後に、障害者と一般参加者が共に楽しめるよう、ミニコンサートを開催・同年から、障害者と実行委員と一緒に作品を発表する「ハートフルギャラリーArt展」を開催・平成27年から、他県に先駆け、「会員」・「一般公募」の各部門とは独立した「ハートフル」部門を創設し、芸術活動を通じた障害への理解を深めようとする取組に、さらに努めている

(参考) 平成29年度表彰者について

氏名	イオン九州株式会社 イオンモール鹿児島
表彰理由	補助犬の普及啓発や従業員への講習会の開催、心ふれあい市や各種障害に関する啓発活動への協力などの障害のある人に対する理解を広める取組や、障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組を一貫して行っており、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められる。